

説 明 書

留学促進フェア開催・広報業務に係る調達手続きの公告に基づく随意契約に係る見積書の徴取の相手方の選定については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 調達手続きの公告日

令和6年4月26日（金）

2 契約担当者

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県国際課

電話番号 086-226-7283

ファックス 086-223-3615

電子メール kokusai@pref.okayama.lg.jp

3 契約時期

令和6年6月上旬頃（予定）

4 業務概要

(1) 業務名及び数量

留学促進フェア開催・広報業務 1式

(2) 業務内容

「留学促進フェア開催・広報業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務の規模

本件業務に要する費用として、次のとおり想定している。ただし、これらの金額は本件業務に係る契約額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

4,999,000円 以内

5 業務履行場所

仕様書のとおり。

6 選考に関する事項

技術提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、最優秀者を1者選定する。

7 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5. 企画・製作」であり小分類の種目名に「2. 看板、3. 写真・製図、4. 映画・ビデオ、5. 広告・広報、6. イベント企画・運営、7. デザイン企画」の全ての項目が登載され、かつ、業務種目が「大分類8. 情報・通信サービス」であり小分類の種目名に「1. コンテンツ作成」の全てが登載されており、格付区分A又はBであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

8 参加に当たっての基本的事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書、見積書に関する事項
 - ア 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書、見積書（以下「参加表明書等」という。）の差し替え及び再提出は認めない。
 - イ 契約担当者は、提出された参加表明書等を技術提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づく審査以外に、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 契約担当者は、技術提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づく審査を行うのに必要な範囲において、提出された参加表明書等の複製を作成することがある。
 - エ 参加表明書等の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
 - オ 提出された参加表明書等は、返却しない。
 - カ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

9 参加手続等

(1) 参加表明書の交付期間及び場所

- ア 交付期間 令和6年4月26日（金）から5月15日（水）まで（岡山県の休日

(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

上記2の場所に同じ

なお、岡山県ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/321/>)

からダウンロードすることもできる。

(2) 仕様書等に対する質問の受付

ア 受付期間 令和6年4月26日(金)から5月22日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 提出先 上記2の場所に同じ

ウ 提出方法 「留学促進フェア開催・広報業務に係る技術提案質問・回答書」(様式第3号)によりFAXすること。FAXの送付については事前に上記2の場所に連絡を行い、指示を受けること。

(3) 参加表明手続

ア 本件手続きへの参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

また、参加希望者は、提出した書類に関し県の契約担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(ア) 留学促進フェア開催・広報業務に係る技術提案参加表明書(様式第1号)

(イ) 誓約書

イ 提出期間 令和6年4月26日(金)から5月15日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出場所 上記2の場所に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)

なお、郵送による場合は、封筒に参加企業の商号又は名称及び「留学促進フェア開催・広報業務に係る公募型プロポーザル 参加表明書 在中」と朱書きすること。

(4) 参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加表明書を提出した者について、7(1)から7(8)までの事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この調達に参加することができない。

イ 参加資格がないとされた理由の説明の要求

参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記2の場所へ、ファックスにより、参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

10 技術提案書等の作成要領

本件調達に参加を希望する者は、技術提案書等を次により、提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時まで

※ 提出に当たっては、事前に上記2の場所に連絡を行い、指示を受けること。

(2) 提出場所

上記2に同じ

(3) 提出書類

ア 留学促進フェア開催・広報業務に係る技術提案書の提出について（様式第4号）

提出部数：1部

イ 留学促進フェア開催・広報業務技術提案説明者名簿（様式第5号）

提出部数：1部

イ 技術提案書

提出部数：6部

- ・日本産業規格A4版（縦）・両面印刷とすること。
- ・カラー・白黒については問わない。
- ・レイアウト・記載方法は自由とするが、30分以内に説明できる分量とすること。
- ・提案書6部のうち、1部については、提案者の名称を記載し、そのほか5部については、提案者の名称を記載しないこと。
- ・6部のほか、PDF化したデータについても提出すること。

ウ 見積書：1部

(4) 提出場所及び提出方法

(5)の場所に持参により、提出すること。

(5) 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県国際課 国際交流貢献班

電話（086）226-7283

(6) 技術提案等の内容

ア 技術提案の内容

留学促進フェア開催・広報業務プロポーザル評価基準

【別表】評価項目一覧のとおり

※ 評価項目一覧に示す内容、順番に沿って作成すること。

イ 見積書の内容

会場備品・会場整備費用などできる限り詳細に記載すること。

ウ その他留意事項

(ア) 技術提案提出届の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札

参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について
記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

(イ) 見積書の作成に当たっては、消費税額を含んだ額で積算すること。

11 審査

(1) 技術提案を提出した者について、選定会議において、提出された技術提案書等及びプレゼンテーションの内容について、「留学促進フェア開催・広報業務評価基準」に基づく
査を行い、最優秀者を選定する。

(2) (1)で選定した最優秀者に対して、選定された旨を通知するとともに、最優秀者として、
選定されなかった者に対して、選定されなかった旨を通知するものとする。

12 評価基準

「留学促進フェア開催・広報業務プロポーザル評価基準」 による。

13 選定されなかった理由の説明要求と回答

(1) 要求方法

技術提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づく審査において最優秀者として
選定されなかった旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算し
て7日以内に、上記2の場所へ、ファックスにより、最優秀者として、選定されなかつ
た理由の説明を求める書面を提出することができる。

14 貸与資料

下記資料の貸与を希望する者は、上記2の場所において、貸与を受けること。

- ・ 留学促進フェア開催・広報業務技術提案参加表明事業者提供資料

15 契約

(1) 契約の締結

技術提案書等の内容及びプレゼンテーションに基づく審査における最優秀者から提
出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、上記4(3)に示す額の範囲
内で、見積書を徴取し、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一
部変更する場合がある。

ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、技術提案
書等の内容及びプレゼンテーションに基づく審査における次点者から提出された提案
書をもとに協議を行い、協議が整ったのちに、上記4(3)に示す額の範囲内で、見積書
を徴取し、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約条項のほか、岡山県財務規則（昭和 61 年規則第 8 号）に定めるところによる。

16 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

17 その他

(1) 調達及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 公正な技術提案の確保

ア 本件調達に関し、技術提案を行う者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 本件調達に関し、技術提案を行う者は、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

ウ 提案者は、契約候補者の決定前に、他の提案者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

エ 提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、本件手続を適正に執行することができないと認められるときは、当該提案者を本件手続に参加させないことがある。

(3) 技術提案の無効

次の技術提案は無効とする。

ア この公告に示した参加資格のない者のした技術提案、参加者に求められる義務を履行しなかった者のした技術提案。

イ 参加表明書等の内容に虚偽の申告を行った者のした技術提案。

ウ 選定会議の構成員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした者のした技術提案。

エ 上記の他、公告、説明書等に明示した事項に違反するなどした者のした技術提案。

(4) 契約書作成の要否

要